

海上保安部長公示第1号

港則法第39条第1項及び同法第43条の規定により、大村港において、次のとおり船舶の航泊を禁止した。よって、同法第39条第2項の規定により公示する。

平成30年7月20日

佐世保海上保安部長



大村港白島東海域における航泊の禁止について

大村港白島東海域において、花火大会が実施されるため、下記のとおり船舶の航行及び停泊を禁止する。

ただし、佐世保海上保安部長が許可した船舶を除く。

記

1 期間

平成30年8月1日（水）午後9時00分から午後10時30分までの間

（予備日 8月4日（土）同時刻）

ただし、終了時刻に変更がある場合は花火打ち上げ終了時までとする。

2 区域

長崎県大村市所在白島付近（北緯32度54分06秒、東経129度56分41秒）を中心とした、半径430メートルで囲まれる海域

3 備考

航泊禁止期間中、現場に巡視艇等が警戒に当るので、指示があった場合はこれに従うこと。

